

教育委員会定例会事項書

平成30年11月26日(月)

13:00～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 黒 田 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 議 題

議案第 30号 平成31年度教職員人事異動基本方針について

議案第 31号 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

議案第 32号 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する
条例案(三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例関係)

議案第 33号 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 34号 平成30年度三重県一般会計補正予算(第2号)について

4 報 告 題

報告 1 四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜について

報告 2 平成31年度当初予算の要求状況について

5 閉 会 宣 言

前回定例会の審議結果

1 日時

平成30年11月9日(金)

開会 13時30分

閉会 14時22分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 廣田教育長、森脇委員、岩崎委員、原田委員

欠席委員 黒田委員

議事録署名者 原田委員

4 採択議案の件名

議案第27号 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案

議案第28号 平成30年度三重県一般会計補正予算(第1号)について

議案第29号 損害賠償の額の決定及び和解について

5 請願陳情の付議の結果

該当なし

6 諸般の報告

報告1 児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の調査結果について

報告2 平成31年度三重県立学校実習助手採用選考試験の実施について

報告3 平成30年度三重県学校保健功労者表彰について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

議案第30号

平成31年度教職員人事異動基本方針について

平成31年度教職員人事異動基本方針について、別紙のとおり提案する。

平成30年11月26日提出

三重県教育委員会教育長 廣田 恵子

提案理由

公立学校職員の人事については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第3号及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第2号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

平成31年度教職員人事異動基本方針（案）

三重県教育委員会

平成28年3月に策定した「三重県教育ビジョン～子どもたちの希望と未来のために～」では、「生きる喜びを感じながら、志を持って夢を実現させていく力」、「他者と支え合いながら、社会を創っていく力」を子どもたちに身につけて欲しい力としているところである。このため、各学校では、これらの力を育む教育を着実に推進し、本県の教育水準を向上させ、県民の公教育に対する信頼を高めていかなければならない。

また、各学校においては、学力と社会参画力の育成、豊かな心の育成、健やかに生きていくための身体の育成に取り組むとともに、家庭や地域と連携・協力して魅力ある学校づくりに取り組みつつあり、今後も、質の高い学校経営を目指して継続的な改善を一層推進する必要がある。

こうした中で、教職員一人ひとりが、やりがい高め、その能力を十分に発揮し、使命感と情熱を持って、児童生徒の目線に立った教育の実践に取り組めるよう、次の基本方針に基づき、積極的、計画的な人事異動を行う。

- 1 それぞれの学校の経営方針に資するため、教職員の適正配置に努める。
- 2 校長の意見を尊重する。
- 3 教職員の年齢・教科・勤続年数等を考慮し、学校運営組織の充実に努め、あわせて気風の刷新を図る。

平成31年度小中学校・義務教育学校教職員人事異動実施要領（案）

全県的な視野に立ち、市町等教育委員会と緊密に連携して、市町相互間及び学校種別間の人事交流を促進する。

また、校長の意向も踏まえ、質の高い学校経営を目指した継続的な改善活動の取組の中で各学校の諸課題の解決に向け、市町等教育委員会の内申に基づき人事異動を行い、教職員の適正配置を図る。

1 転任

- (1) 地域間、市町間において一層の交流を図る。特に、学校の統廃合等に伴う異動を適正に行う。
- (2) 特別支援教育の充実に向け、特別支援学校との一層の交流を図る。
- (3) 学校・事務局間、小・中・義務教育学校間において一層の交流を図る。
- (4) 都市部地域とへき地を含む周辺地域との交流を図る。
- (5) 同一校に長年月（原則8年以上）勤務する者の転任を積極的に行う。
- (6) 新規に採用した教員については、採用後3年ないし6年の間に転任することを原則とする。
- (7) 同一校には、3年以上勤務することを原則とする。

2 昇任及び降任

- (1) 職責に応じた自覚と使命感を持ち、次の各項に示す人物像にふさわしい者を全県的な立場から選考のうえ昇任させる。

① 管理職（校長・教頭）

- ア 高い倫理観を有する者
- イ リーダーシップを有する者
- ウ 課題解決能力を有する者
- エ 継続的な改善能力を有する者

② 主幹教諭

- ア 高い倫理観を有する者
- イ ミドルリーダーとしての資質を有する者
- ウ 課題解決能力を有する者
- エ 継続的な改善能力を有する者

③ 指導教諭

- ア 高い倫理観を有する者
- イ ミドルリーダーとしての資質を有する者
- ウ 高い専門性と優れた教科指導力を有する者
- エ 継続的な改善能力を有する者

- (2) 若手及び女性の意欲と能力を重視し、積極的な登用を図る。
- (3) 管理職の昇任に伴う人事異動は、管理職任用候補者名簿に登載された者の中から、適材適所の視点に立ち、原則、他の学校において昇任させる。あわせて、広域的な人事交流を図る。
- (4) 主幹教諭・指導教諭の昇任に伴う人事異動は、主幹教諭・指導教諭任用候補者名簿に登載された者の中から、適材適所の視点に立ち、昇任させる。
- (5) 希望降任制度の活用を図る。

3 退 職

- (1) 教職員組織の年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図るため早期退職者の募集を行う。

4 新規採用・再任用

- (1) 学級規模等を考慮し、新規採用者の育成が円滑に実施できる学校への配置を行う。
 - ア 人材育成の観点から、出身地（合併前の旧市町村）及び生活の本拠地以外への配置に努める。
 - イ 複式学級担任及び特別支援学級担任としての配置や分校への配置は行わないことを原則とする。
- (2) 再任用者については、その能力や経験を有効に活かすことができる配置に努める。

5 そ の 他

- (1) 希望調書を提出させる。
- (2) 各学校の実情を踏まえた特色ある学校づくりに向け、教育実践に対する本人の意欲を重視した適材適所の人事異動に努める。
- (3) 異動に関し、健康状況や子育て、介護、障がい等の状況について、聞き取り等を通して把握し、必要な配慮に努める。
- (4) 市町等教育委員会と十分な意見交換を行い、円滑な人事異動に努める。

平成31年度小中学校・義務教育学校教職員人事異動実施要領新旧対照表

平成31年度実施要領	平成30年度実施要領
<p>全県的な視野に立ち、市町等教育委員会と緊密に連携して、市町相互間及び学校種別間の人事交流を促進する。</p> <p>また、校長の意向も踏まえ、質の高い学校経営を目指した継続的な改善活動の取組の中で各学校の諸課題の解決に向け、市町等教育委員会の内申に基づき人事異動を行い、教職員の適正配置を図る。</p> <p>1 転 任</p> <p>(1) 地域間、市町間において一層の交流を図る。特に、学校の統廃合等に伴う異動を適正に行う。</p> <p>(2) 特別支援教育の充実に向け、特別支援学校との一層の交流を図る。</p> <p>(3) 学校・事務局間、小・中・義務教育学校間において一層の交流を図る。</p> <p>(4) 都市部地域とへき地を含む周辺地域との交流を図る。</p> <p>(5) 同一校に長年月（原則8年以上）勤務する者の転任を積極的に行う。</p> <p>(6) 新規に採用した教員については、採用後3年ないし6年の間に転任することを原則とする。</p> <p>(7) 同一校には、3年以上勤務することを原則とする。</p>	<p>全県的な視野に立ち、市町等教育委員会と緊密に連携して、市町相互間及び学校種別間の人事交流を促進する。</p> <p>また、校長の意向も踏まえ、質の高い学校経営を目指した継続的な改善活動の取組の中で各学校の諸課題の解決に向け、市町等教育委員会の内申に基づき人事異動を行い、教職員の適正配置を図る。</p> <p>1 転 任</p> <p>(1) 地域間、市町間において一層の交流を図る。特に、学校の統廃合等に伴う異動を適正に行う。</p> <p>(2) 特別支援教育の充実に向け、特別支援学校との一層の交流を図る。</p> <p>(3) 学校・事務局間、小・中・義務教育学校間において一層の交流を図る。</p> <p>(4) 都市部地域とへき地を含む周辺地域との交流を図る。</p> <p>(5) 同一校に長年月（原則8年以上）勤務する者の転任を積極的に行う。</p> <p>(6) 新規に採用した教員については、採用後3年ないし6年の間に転任することを原則とする。</p> <p>(7) 同一校には、3年以上勤務することを原則とする。</p>

平成31年度実施要領	平成30年度実施要領
<p>2 昇任及び降任</p> <p>(1) 職責に応じた自覚と使命感を持ち、次の各項に示す人物像にふさわしい者を全県的な立場から選考のうえ昇任させる。</p> <p>① 管理職（校長・教頭）</p> <p>ア 高い倫理観を有する者 イ リーダーシップを有する者 ウ 課題解決能力を有する者 エ 継続的な改善能力を有する者</p> <p>② 主幹教諭</p> <p>ア 高い倫理観を有する者 イ ミドルリーダーとしての資質を有する者 ウ 課題解決能力を有する者 エ 継続的な改善能力を有する者</p> <p>③ 指導教諭</p> <p>ア 高い倫理観を有する者 イ ミドルリーダーとしての資質を有する者 ウ 高い専門性と優れた教科指導力を有する者 エ 継続的な改善能力を有する者</p> <p>(2) 若手及び女性の意欲と能力を重視し、積極的な登用を図る。</p> <p>(3) 管理職の昇任に伴う人事異動は、管理職任用候補者名簿に登載された者の中から、適材適所の視点に立ち、原則、他の学校において昇任させる。あわせて、広域的な人事交流を図る。</p> <p>(4) 主幹教諭・指導教諭の昇任に伴う人事異動は、主幹教諭・指導教諭任用候補者名簿に登載された者の中から、適材適所の視点に立ち、昇任させる。</p>	<p>2 昇任及び降任</p> <p>(1) 職責に応じた自覚と使命感を持ち、次の各項に示す人物像にふさわしい者を全県的な立場から選考のうえ昇任させる。</p> <p>① 管理職（校長・教頭）</p> <p>ア 高い倫理観を有する者 イ リーダーシップを有する者 ウ 課題解決能力を有する者 エ 継続的な改善能力を有する者</p> <p>② 主幹教諭</p> <p>ア 高い倫理観を有する者 イ ミドルリーダーとしての資質を有する者 ウ 課題解決能力を有する者 エ 継続的な改善能力を有する者</p> <p>③ 指導教諭</p> <p>ア 高い倫理観を有する者 イ ミドルリーダーとしての資質を有する者 ウ 高い専門性と優れた教科指導力を有する者 エ 継続的な改善能力を有する者</p> <p>(2) 若手及び女性の意欲と能力を重視し、積極的な登用を図る。</p> <p>(3) 管理職の昇任に伴う人事異動は、管理職任用候補者名簿に登載された者の中から、適材適所の視点に立ち、原則、他の学校において昇任させる。あわせて、広域的な人事交流を図る。</p> <p>(4) 主幹教諭・指導教諭の昇任に伴う人事異動は、主幹教諭・指導教諭任用候補者名簿に登載された者の中から、適材適所の視点に立ち、昇任させる。</p>

平成31年度実施要領	平成30年度実施要領
(5) 希望降任制度の活用を図る。	(5) 希望降任制度の活用を図る。
3 退職	3 退職
<p>(1) 教職員組織の年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を行うため早期退職者の募集を行う。 <u>〈以下、削除〉</u></p>	<p>(1) 教職員組織の年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を行うとともに、次のいずれかに該当する者については退職を勧める。</p> <p>ア 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない者</p> <p>イ 勤務実績が良くない者</p> <p>ウ その他教職員としての適格性を欠く者</p>
4 新規採用・再任用	4 新規採用・再任用
<p>(1) 学級規模等を考慮し、新規採用者の育成が円滑に実施できる学校への配置を行う。</p> <p>ア 人材育成の観点から、出身地（合併前の旧市町村）及び生活の本拠地以外への配置に努める。</p> <p>イ 複式学級担任及び特別支援学級担任としての配置や分校への配置は行わないことを原則とする。</p> <p>(2) 再任用者については、その能力や経験を有効に活かすことができる配置に努める。</p>	<p>(1) 学級規模等を考慮し、新規採用者の育成が円滑に実施できる学校への配置を行う。</p> <p>ア 人材育成の観点から、出身地（合併前の旧市町村）及び生活の本拠地以外への配置に努める。</p> <p>イ 複式学級担任及び特別支援学級担任としての配置や分校への配置は行わないことを原則とする。</p> <p>(2) 再任用者については、その能力や経験を有効に活かすことができる配置に努める。</p>

平成31年度実施要領	平成30年度実施要領
<p>5 その他</p> <p>(1) 希望調書を提出させる。</p> <p>(2) 各学校の実情を踏まえた特色ある学校づくりに向け、教育実践に対する本人の意欲を重視した適材適所の人事異動に努める。</p> <p>(3) <u>異動に関し、健康状況や子育て、介護、障がい等の状況について、聞き取り等を通して把握し、必要な配慮に努める。</u></p> <p>(4) 市町等教育委員会と十分な意見交換を行い、円滑な人事異動に努める。</p>	<p>5 その他</p> <p>(1) 希望調書を提出させる。</p> <p>(2) 各学校の実情を踏まえた特色ある学校づくりに向け、教育実践に対する本人の意欲を重視した適材適所の人事異動に努める。</p> <p>(3) 異動に関し本人の生活事情等に著しく支障をきたす場合には、その事情を聞き考慮する。</p> <p>(4) 市町等教育委員会と十分な意見交換を行い、円滑な人事異動に努める。</p>

平成31年度県立学校教職員人事異動実施要領（案）

全県的な視野に立ち、校長の意向を踏まえ、質の高い学校経営を目指した継続的な改善活動の取組の中で各学校の特色化の推進及び諸課題の解決に向け、教職員の適正配置を図る。

1 転任

- (1) 同一校に長年月（原則8年以上）勤務する者の転任を積極的に行う。
- (2) 都市部・都市周辺地及び遠隔地の各学校間の相互交流を図る。
- (3) 全・定・通各課程間及び普通科、専門学科、総合学科校間の交流を図る。
- (4) 学校・事務局間の交流を図る。
- (5) 新規に採用した教員については、採用後3年ないし6年の間に転任することを原則とする。なお、平成24年度以降に新規採用した教員の転任については、上記(2)、(3)により行うことを原則とする。
- (6) 特別支援教育の充実に向け、特別支援学校と小・中・義務教育学校及び高等学校との一層の交流を図る。
- (7) 同一校には、3年以上勤務することを原則とする。
- (8) 新規に採用した教員のうち、競技力の向上や運動部活動の強化に特に資する教員の転任については、平成33年の国民体育大会までの間、上記(5)によらないものとする。

2 昇任及び降任

- (1) 職責に応じた自覚と使命感を持ち、次の各項に示す人物像にふさわしい者を全県的な立場から選考のうえ昇任させる。
 - ① 管理職（校長・教頭）
 - ア 高い倫理観を有する者
 - イ リーダーシップを有する者
 - ウ 課題解決能力を有する者
 - エ 継続的な改善能力を有する者
 - ② 主幹教諭
 - ア 高い倫理観を有する者
 - イ ミドルリーダーとしての資質を有する者
 - ウ 課題解決能力を有する者
 - エ 継続的な改善能力を有する者

- (2) 若手及び女性の意欲と能力を重視し、積極的な登用を図る。
- (3) 管理職の昇任に伴う人事異動は、管理職任用候補者名簿に登載された者の中から、適材適所の視点に立ち、原則、他の学校において昇任させる。
- (4) 主幹教諭の昇任に伴う人事異動は、主幹教諭任用候補者名簿に登載された者の中から、適材適所の視点に立ち、昇任させる。
- (5) 希望降任制度の活用を図る。

3 退 職

- (1) 教職員組織の年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図るため早期退職者の募集を行う。

4 新規採用・再任用

- (1) 新規採用者は、出身校及び生活の本拠地への配置は行わないことを原則とする。
- (2) 再任用者については、その能力や経験を有効に活かすことができる配置に努める。

5 そ の 他

- (1) 希望調書を提出させる。
- (2) 各学校の特色化の推進等に向け、教育実践に対する本人の意欲を重視した適材適所の人事異動に努める。
- (3) 異動に関し、健康状況や子育て、介護、障がい等の状況について、聞き取り等を通して把握し、必要な配慮に努める。

平成31年度県立学校教職員人事異動実施要領新旧対照表

平成31年度実施要領	平成30年度実施要領
<p>全県的な視野に立ち、校長の意向を踏まえ、質の高い学校経営を目指した継続的な改善活動の取組の中で各学校の特色化の推進及び諸課題の解決に向け、教職員の適正配置を図る。</p>	<p>全県的な視野に立ち、校長の意向を踏まえ、質の高い学校経営を目指した継続的な改善活動の取組の中で各学校の特色化の推進及び諸課題の解決に向け、教職員の適正配置を図る。</p>
<p>1 転 任</p>	<p>1 転 任</p>
<p>(1) 同一校に長年月（原則8年以上）勤務する者の転任を積極的に行う。</p>	<p>(1) 同一校に長年月（原則8年以上）勤務する者の転任を積極的に行う。</p>
<p>(2) 都市部・都市周辺地及び遠隔地の各学校間の相互交流を図る。</p>	<p>(2) 都市部・都市周辺地及び遠隔地の各学校間の相互交流を図る。</p>
<p>(3) 全・定・通各課程間及び普通科、専門学科、総合学科校間の交流を図る。</p>	<p>(3) 全・定・通各課程間及び普通科、専門学科、総合学科校間の交流を図る。</p>
<p>(4) 学校・事務局間の交流を図る。</p>	<p>(4) 学校・事務局間の交流を図る。</p>
<p>(5) 新規に採用した教員については、採用後3年ないし6年の間に転任することを原則とする。なお、平成24年度以降に新規採用した教員の転任については、上記(2)、(3)により行うことを原則とする。</p>	<p>(5) 新規に採用した教員については、採用後3年ないし6年の間に転任することを原則とする。なお、平成24年度以降に新規採用した教員の転任については、上記(2)、(3)により行うことを原則とする。</p>
<p>(6) 特別支援教育の充実に向け、特別支援学校と小・中・義務教育学校及び高等学校との一層の交流を図る。</p>	<p>(6) 特別支援教育の充実に向け、特別支援学校と小・中・義務教育学校及び高等学校との一層の交流を図る。</p>
<p>(7) 同一校には、3年以上勤務することを原則とする。</p>	<p>(7) 同一校には、3年以上勤務することを原則とする。</p>
<p>(8) 新規に採用した教員のうち、競技力の向上や運動部活動の強化に特に資する教員の転任については、平成33年の国民体育大会までの間、上記(5)によらないものとする。</p>	<p>(8) 新規に採用した教員のうち、競技力の向上や運動部活動の強化に特に資する教員の転任については、平成33年の国民体育大会までの間、上記(5)によらないものとする。</p>

平成31年度実施要領	平成30年度実施要領
<p>2 昇任及び降任</p> <p>(1) 職責に応じた自覚と使命感を持ち、次の各項に示す人物像にふさわしい者を全県的な立場から選考のうえ昇任させる。</p> <p>① 管理職（校長・教頭）</p> <p>ア 高い倫理観を有する者</p> <p>イ リーダーシップを有する者</p> <p>ウ 課題解決能力を有する者</p> <p>エ 継続的な改善能力を有する者</p> <p>② 主幹教諭</p> <p>ア 高い倫理観を有する者</p> <p>イ ミドルリーダーとしての資質を有する者</p> <p>ウ 課題解決能力を有する者</p> <p>エ 継続的な改善能力を有する者</p> <p>(2) 若手及び女性の意欲と能力を重視し、積極的な登用を図る。</p> <p>(3) 管理職の昇任に伴う人事異動は、管理職任用候補者名簿に登載された者の中から、適材適所の視点に立ち、原則、他の学校において昇任させる。</p> <p>(4) 主幹教諭の昇任に伴う人事異動は、主幹教諭任用候補者名簿に登載された者の中から、適材適所の視点に立ち、昇任させる。</p> <p>(5) 希望降任制度の活用を図る。</p>	<p>2 昇任及び降任</p> <p>(1) 職責に応じた自覚と使命感を持ち、次の各項に示す人物像にふさわしい者を全県的な立場から選考のうえ昇任させる。</p> <p>① 管理職（校長・教頭）</p> <p>ア 高い倫理観を有する者</p> <p>イ リーダーシップを有する者</p> <p>ウ 課題解決能力を有する者</p> <p>エ 継続的な改善能力を有する者</p> <p>② 主幹教諭</p> <p>ア 高い倫理観を有する者</p> <p>イ ミドルリーダーとしての資質を有する者</p> <p>ウ 課題解決能力を有する者</p> <p>エ 継続的な改善能力を有する者</p> <p>(2) 若手及び女性の意欲と能力を重視し、積極的な登用を図る。</p> <p>(3) 管理職の昇任に伴う人事異動は、管理職任用候補者名簿に登載された者の中から、適材適所の視点に立ち、原則、他の学校において昇任させる。</p> <p>(4) 主幹教諭の昇任に伴う人事異動は、主幹教諭任用候補者名簿に登載された者の中から、適材適所の視点に立ち、昇任させる。</p> <p>(5) 希望降任制度の活用を図る。</p>
<p>3 退職</p> <p>(1) 教職員組織の年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図るため早期退職者の募集を行う。 <u>〈以下、削除〉</u></p>	<p>3 退職</p> <p>(1) 教職員組織の年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図るため早期退職者の募集を行うとともに、次のいずれかに該当する者については退職を勧める。</p>

平成31年度実施要領	平成30年度実施要領
<p>4 新規採用・再任用</p> <p>(1) 新規採用者は、出身校及び生活の本拠地への配置は行わないことを原則とする。</p> <p>(2) 再任用者については、その能力や経験を有効に活かすことができる配置に努める。</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 希望調書を提出させる。</p> <p>(2) 各学校の特色化の推進等に向け、教育実践に対する本人の意欲を重視した適材適所の人事異動に努める。</p> <p>(3) <u>異動に関し、健康状況や子育て、介護、障がい等の状況について、聞き取り等を通して把握し、必要な配慮に努める。</u></p>	<p>ア 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない者</p> <p>イ 勤務実績が良くない者</p> <p>ウ その他教職員としての適格性を欠く者</p> <p>4 新規採用・再任用</p> <p>(1) 新規採用者は、出身校及び生活の本拠地への配置は行わないことを原則とする。</p> <p>(2) 再任用者については、その能力や経験を有効に活かすことができる配置に努める。</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 希望調書を提出させる。</p> <p>(2) 各学校の特色化の推進等に向け、教育実践に対する本人の意欲を重視した適材適所の人事異動に努める。</p> <p>(3) 異動に関し本人の生活事情等に著しく支障をきたす場合には、その事情を聞き考慮する。</p>

報告 1

四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜について

四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜について、別紙のとおり報告する。

平成30年11月26日提出

三重県教育委員会事務局
高校教育課長

四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜について

1 特別選抜

県内高等学校の工業に関する学科を平成31年3月卒業見込みの者を対象に実施

検査日：平成30年9月14日（金）

募集人数：12人程度

志願者数：8人（機械コース3人、電気コース5人）

合格者数：機械コース3人

電気コース5人

2 一般選抜

すべての高等学校卒業生又は平成31年3月卒業見込みの者を対象に実施

検査日：平成30年11月9日（金）

募集人数：12人

志願者数：8人（機械コース5人、電気コース3人）

合格者数：機械コース5人、電気コース3人

3 入学予定者数

機械コース：8人

電気コース：8人

4 今後の対応

再募集を実施するとともに、再募集の応募に向けて、ものづくり創造専攻科の魅力を広く周知するため、学校訪問や説明会を実施します。

(1) 再募集

出願期間：平成31年2月25日（月）～平成31年2月27日（水）

検査日：平成31年3月7日（木）

合格発表：平成31年3月18日（月）

募集人数：4人（機械コース2人程度、電気コース2人程度）

検査内容：学力検査（機械または電気）、実技検査、面接

(2) 再募集の応募に向けた取組

出願時期までに、工業高等学校以外も含め広く高等学校の進路指導担当者及びクラス担任を訪問するとともに、興味を持った生徒等を対象にした説明会を随時開催し、専攻科での教育活動を支援する「協働パートナーズ」（現在42団体）との連携により、企業実習、社会人講師による授業、共同研究等の先端的な技術や知識が学べることや、鈴鹿大学との連携により大学の英語講座が受講できることなどの魅力を伝えます。

専攻科入学者選抜実施要項

三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科

1 再募集

(1) 応募資格

志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (ア) 高等学校もしくは中等教育学校の卒業生又は平成31年3月卒業見込みの者
- (イ) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は平成31年3月修了見込みの者
- (ウ) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者又は平成31年3月31日までにこれに該当する見込みの者

(2) 募集定員

ものづくり創造専攻科 第1学年 4人（機械コース2人程度、電気コース2人程度）

(3) 募集方法

ア 入学願書等の受付期間及び受付時間

原則として、簡易書留の郵送により提出すること。（受付締切期限までに必着のこと。）

区分	受付期間	受付時間
再募集	平成31年2月25日（月）から 2月27日（水）まで	9時から16時まで （締切日は9時から12時 までとする。）

イ 応募手続

次の書類を三重県立四日市工業高等学校長に提出し、受検票を受け取る。

- (ア) 専攻科入学願書【様式1】
- (イ) 収入証紙納付書【様式2】（入学選抜手数料として、2,200円の三重県収入証紙を貼付する。）
- (ウ) 専攻科受検票【様式3】
- (エ) 志願理由書【様式4】
- (オ) 最終出身学校長からの調査書
- (カ) 返信用封筒（受検票返送用：宛名を記載し、簡易書留相当額の切手（310円）を貼付する。）

※ ただし、入学願書等を三重県立四日市工業高等学校に直接提出する者は（カ）を省略することができる。

なお、納入した入学選抜手数料は理由のいかんを問わず返却しない。

2 検査、選抜及び合格者の発表

検査期日	平成31年3月7日(木)	
受付	8時45分から 9時00分まで	
検査日程	9時00分から 9時10分まで	点呼・諸注意
	9時10分から10時00分まで	学力検査 (機械または電気)
	10時10分から10時55分まで	実技検査
	11時00分から	面接
検査会場	三重県立四日市工業高等学校	
選抜方法	提出された書類及び検査の結果に基づいて、総合的に選抜する。	
合格者の決定	合格者は、三重県立四日市工業高等学校長が決定する。	
合格者の発表	平成31年3月18日(月)9時30分に三重県立四日市工業高等学校において、合格者の受検番号を掲示し、発表する。	

3 その他

(1) 入学志願者は、入学志願に必要な所定の用紙を三重県立四日市工業高等学校(〒510-0886 三重県四日市市日永東三丁目4番63号 TEL:059-346-2331)に請求する。

なお、郵送希望者は、返信用封筒(宛名を記載し、簡易書留相当額の切手を貼付のこと)を添えて請求する。

(2) 受検者は、交付された受検票を、検査当日受付に提示する。

